

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年2月16日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 9 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	取水設備クレーン作業用分電盤漏電しゃ断器点検時、当該分電盤回路(3回路)の負荷側端子部に腐食が認められたため、対応検討。	D	
2	1号機	500kV開閉所作業用分電盤(B)漏電しゃ断器点検時、当該分電盤回路No.2(予備)に動作不良(トリップしない)が確認されたため、当該漏電しゃ断器を交換。	D	
3	1号機	第一給水加熱器出口pH記録計において、指示値変動(通常6.4が4.6)が認められたため、当該記録計を点検。	D	
4	1号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ(B)反負荷側振動計に指示値不良(ダウンスケール)が認められたため、当該計器を交換。	D	
5	2号機	非常用ディーゼル発電設備(A)の定例試験において、同設備第15気筒燃料噴射ポンプ排気管より空気とともに微量(約10cc)の油が確認され、同ポンブドレン管に詰まりが考えられることから、当該ドレン管を点検。	D	
6	3号機	燃料チャンネルボックスのメーカ提出図書(図面及び試験検査要領書)において、一部に誤記が認められたため、当該誤記を訂正。	D	
7	3号機	復水ポンプ(C)用電動機空気冷却器において、同冷却器カバー部より油のにじみが認められたため、当該冷却器カバー下部に受け皿を設置、補修。	D	
8	3号機	主復水器連続洗浄装置ボール循環ポンプ(A1)用電動機に異音(軸受け付近)の発生が認められたため、当該電動機を点検。	D	
9	その他	サイトバンカ建屋入退域エリア空調機(非管理区域)において、同空調機ドレンの排水不良が認められたため、当該排水配管を清掃。	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉の停止</li> <li>・ 発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・ 非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・ 火災の発生 など</li> </ul>
区分	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・ 原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・ 原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・ 圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・ 原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常小修理 など</li> </ul>

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」(JEAG4101-2000より)

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
- : プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
- : 定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた事象
- : 運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・企画広報グループ  
電話 0240-25-1353